

酵母遺伝資源提供同意書

酵母遺伝資源センターと「_____」（以下「利用者」という。）は、酵母遺伝資源センターが以下に記載された酵母遺伝資源（酵母リソース）（以下「本件リソース」という）を提供するにあたり、次の事項に同意する。本同意書の受領により酵母遺伝資源センターは本件リソースを提供できるものとする。

提供リソース名

1. 酵母遺伝資源センターは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究、開発及びその実用化の発展のため、酵母リソースの提供を行っている。
2. ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。

課題名：_____

- ②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に酵母遺伝資源センターに書面で連絡し、その指示に従わなければならない。
3. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。また、大量破壊兵器の開発に用いてはならない。
 4. 利用者は、本件リソースを特許出願および営利目的に使用する場合は寄託者と事前に協議し、その承諾を得なければならない。この際、利用者は「提供承諾書」を酵母遺伝資源センターに提出しなければならない。
 5. 利用者は、本件リソースを利用した研究成果を論文等に発表する際は、酵母遺伝資源センターから提供されたことを明示する。また、その論文等の写しを酵母遺伝資源センターへ送付する。酵母遺伝資源センターは、事業の成果としてそれを公表することができる。
 6. 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。
 7. 本件リソースは、利用者と2項①記載の課題に携わる利用者と同一の機関に属する共同研究者（学生を含む）が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
 8. 本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。
 9. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。ただし、酵母遺伝資源センターの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
 10. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
 11. 本件リソースは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」等の関連する日本の法令及びガイドライン「ヒトゲノム遺伝子

解析研究に関する倫理指針」（「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」）等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って利用者がその手続きをしなければならない。

- 1 2. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
- 1 3. 利用者が本同意書に違反したとき、酵母遺伝資源センターは、以後、利用者による本件リソース及び酵母遺伝資源センターの他のリソース利用を停止することができる。
- 1 4. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義が生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

平成 年 月 日

利用者

研究責任者氏名 : _____

機関名・会社名 : _____

住 所 :

電話 :

FAX :

E-mail :

酵母遺伝資源センター

ナショナルバイオリソースプロジェクト代表機関代表

大阪市立大学大学院理学研究科

酵母遺伝資源センター センター長 中村太郎

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

電話/FAX : 06-6605-2576

E-mail : nbrpombe@sci.osaka-cu.ac.jp